

(参考 1)

主眼事項及び着眼点 (特定教育・保育施設)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 1 基本方針 (一般原則)</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保することを目指しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 3 条第 1 項</p> <p>法第 33 条 第 4 項 平 26 府令 39 第 3 条第 3 項</p> <p>法第 33 条 第 6 項 平 26 府令 39 第 3 条第 2 項</p> <p>平 26 府令 39 第 3 条第 4 項</p>
<p>第 2 利用定員に 関する基準</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員の数が 20 人以上となっているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設が、次のアからウに掲げる特定教育・保育施設の区分に応じた、区分（ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3 号認定子ども」という。）の区分にあっては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。）ごとの利用定員となっているか。</p> <p>ア 認定こども園 法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」）の区分</p> <p>イ 幼稚園 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1 号認定子ども」という。）の区分</p> <p>ウ 保育所 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2 号認定子ども」という。）の区分及び 3 号認定子どもの区分</p>	<p>平 26 府令 39 第 4 条第 1 項</p> <p>平 26 府令 39 第 4 条第 2 項</p>

<p>第3 運営に関する基準</p>	<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 5 条第 1 項</p>
		<p>(2) 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、(1)の文書の交付を変えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を平 26 府令 39 第 5 条第 2 項各号及び第 3 項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により提供しているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 5 条第 2 項第 3 項</p>
		<p>(3) 特定教育・保育施設は、電磁的方法により、(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの イ ファイルへの記録の方式</p>	<p>平 26 府令 39 第 5 条第 5 項</p>
		<p>(4) (3)の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、当該利用申込者が再び(3)の承諾をした場合を除き、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしていないか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 5 条第 6 項</p>
	<p>2 応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）</p>	<p>特定教育・保育施設（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所（以下「私立保育所」という。）を除く。2 から 6 までにおいて同じ。）は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。</p>	<p>法 33 条第 1 項 平 26 府令 39 第 6 条第 1 項 附則第 2 条第 1 項</p>
	<p>私立保育所の委託拒否の禁止</p>	<p>私立保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んでいないか。</p>	<p>平 26 府令 39 附則第 2 条第 2 項</p>
	<p>3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る 1 号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 1 号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該</p>	<p>法 33 条第 2 項 平 26 府令 39 第 6 条第 2 項</p>

	<p>特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（以下「選考方法」という。）により選考しているか。</p>	
	<p>(2) 特定教育・保育施設（保育所に限る。）が、平 26 府令 39 第 35 条第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育施設（特別利用保育を提供する施設に限る。）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、選考方法により選考しているか。</p>	<p>法 33 条第 2 項 平 26 府令 39 第 6 条第 2 項 第 35 条第 3 項</p>
	<p>(3) 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）が、平 26 府令 39 第 36 条第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、当該特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る2号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、選考方法により選考しているか。</p>	<p>法 33 条第 2 項 平 26 府令 39 第 6 条第 2 項 第 36 条第 3 項</p>
	<p>(4) 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 24 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しているか。</p>	<p>法 33 条第 2 項 平 26 府令 39 第 6 条第 3 項</p>
	<p>(5) (1) から (4) までの特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。</p>	<p>法 33 条第 2 項 平 26 府令 39 第 6 条第 4 項</p>
4 市町村が行うあっせんへの協力	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第 42 条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 7 条第 1 項</p>
5 利用調整への協力	<p>特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、2号認定子ども又は3号認定</p>	<p>平 26 府令 39 第 7 条第 2 項</p>

	子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	
6 教育・保育提供困難時の対応	特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	平26府令39第6条第5項
7 受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	平26府令39第8条
8 支給認定申請の援助	(1) 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	平26府令39第9条第1項 平26府令39第9条第2項
9 子どもの心身の状況の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	平26府令39第10条
10 小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	平26府令39第11条
11 教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	平26府令39第12条
12 利用者負担の徴収（実費徴収、上乘せ徴収を含む）	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。12、13において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けているか。	法第27条第3項第2号 法第28条第2項第2号 第2項第3号 平26府令39第13条第1項

	<p>(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る平 26 府令 39 第 13 条第 2 項に規定する特定教育・保育費用基準額（以下「特定教育・保育費用基準額」という。）の支払を受けているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、(1) から (3) までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から⑤までに掲げる費用のみとしているか。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては特別利用教育を提供する場合を除き、主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、(1) から (4) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設は、(3) 及び (4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、(4) の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 13 条第 2 項</p> <p>平 26 府令 39 第 13 条第 3 項</p> <p>平 26 府令 39 第 13 条第 4 項 第 36 条第 3 項</p> <p>平 26 府令 39 第 13 条第 5 項</p> <p>平 26 府令 39 第 13 条第 6 項</p>
<p>13 施設型給付等の額の通知</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この 13 において同じ。）</p>	<p>平 26 府令 39 第 14 条第 1 項</p>

	<p>の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、12(2)の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 14 条第 2 項</p>
14 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>(1) 特定教育・保育施設は、次のアからエに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該アからエに定めるものに基づき、小学校就学前教育子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ウ及びエに掲げる事項 ウ 幼稚園 幼稚園教育要領 エ 保育所 保育所保育指針</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、(1)ウ及びエに掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 15 条第 1 項</p> <p>平 26 府令 39 第 15 条第 2 項</p>
15 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	<p>(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 16 条第 1 項</p> <p>平 26 府令 39 第 16 条第 2 項</p>
16 相談及び援助	<p>特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 17 条</p>
17 事故防止及び事故発生時の対応（職員）	<p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 26 府令 39 第 18 条</p>

18 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 26 府令 39 第 19 条
19 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示	<p>特定教育・保育施設は、次の①から⑪に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この④において同じ。）及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 第2の（2）アからウまでに定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（3（1）から（4）に規定する選考方法を含む。） ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	平 26 府令 39 第 20 条
20 勤務体制の確保等	<p>（1）特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>（2）特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。</p> <p>（3）特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	平 26 府令 39 第 21 条第 1 項
21 定員の遵守	特定教育・保育施設は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	平 26 府令 39 第 22 条
22 掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者	平 26 府令 39 第 23 条

	の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	
23 差別の禁止	特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	平 26 府令 39 第 24 条
24 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平 26 府令 39 第 25 条
25 懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	平 26 府令 39 第 26 条
26 秘密保持、個人情報保護	(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平 26 府令 39 第 27 条第 1 項
	(2) 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平 26 府令 39 第 27 条第 2 項
	(3) 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ているか。	平 26 府令 39 第 27 条第 3 項
27 情報の提供等	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平 26 府令 39 第 28 条第 1 項
	(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	平 26 府令 39 第 28 条第 2 項
28 利益供与等の禁止	(1) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（(2)において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介するこ	平 26 府令 39 第 29 条第 1 項

	との対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	
	(2) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	平 26 府令 39 第 29 条第 2 項
29 苦情解決	(1) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 26 府令 39 第 30 条第 1 項
	(2) 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 26 府令 39 第 30 条第 2 項
	(3) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	平 26 府令 39 第 30 条第 3 項
	(4) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 26 府令 39 第 30 条第 4 項
	(5) 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を市町村に報告しているか。	平 26 府令 39 第 30 条第 5 項
30 地域との連携	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 26 府令 39 第 31 条
31 事故発生時の対応・事故の再発防止	(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じているか。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危	平 26 府令 39 第 32 条第 1 項

	<p>険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。</p>	
	(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 26 府令 39 第 32 条第 2 項
	(3) 特定教育・保育施設は、の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	平 26 府令 39 第 32 条第 3 項
	(4) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 26 府令 39 第 32 条第 4 項
32 提供する教育・保育の質の向上	特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めているか。	法第 33 条第 5 号
33 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 26 府令 39 第 33 条
34 記録の整備	(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 26 府令 39 第 34 条第 1 項
	(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しているか。	平 26 府令 39 第 34 条第 2 項
	ア 14 (1) アからエに定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画	
	イ 11 に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録	
	ウ 18 に規定する市町村への通知に係る記録	
	エ 29 (2) に規定する苦情の内容等の記録	
	オ 31 (3) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
35 特別利用保育の基準	(1) 特定教育・保育施設(保育所に限る。)(2) 及び(3)において同じ。)が 1 号認定子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しているか。	平 26 府令 39 第 35 条第 1 項

	<p>(2) 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る1号認定子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、平26府令39第4条第2項第3号の規定により定められた2号認定子どもに係る利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特別利用保育についても平26府令第39第4条から第36条(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)が遵守されているか。</p>	<p>平26府令39第35条第2項</p> <p>平26府令39第35条第3項</p>
<p>36 特別利用教育の基準</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。(2)において同じ。)が2号認定子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、平26府令39第4条第2項第2号の規定により定められた1号認定子どもに係る利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特別利用教育についても平26府令第39第4条から第36条(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)が遵守されているか。</p>	<p>平26府令39第36条第1項</p> <p>平26府令39第36条第2項</p> <p>平26府令39第36条第3項</p>